

議案第57号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙の
とおり制定する。

令和4年9月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(大田原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「減給」の次に「の効果」を加え、同条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を、「報酬の額」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第6条の見出しを「(委任)」に改める。

(大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、休暇等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

第5条の2を削る。

第11条の4第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関(以下)」を「交通機関等(第1号において)」に、「以下同じ」を「第1号において同じ」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「当該各号」を「、当該各号」に改め、同項第1

号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第10条」を「第5条第3項から第9項まで、第10条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の見出しを「(委任)」に改める。

附則に次の7項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

- 7 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 大田原市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第13号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 大田原市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第11項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下こ

の項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和48年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条中「の各号」を削る。

第9条第1項中「あたって」を「当たって」に改める。

第12条及び第13条中「、職員の」を「職員の」に改める。

第18条の4の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第

2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 大田原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 大田原市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

第9条に次の1号を加える。

(3) 大田原市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第5条第10項の項を削り、同表第11条の4第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第14条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第14条第4項の項を削り、同表第14条第5項の項中「育児休業条例」を「大田原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号。以下「育児休業条例」という。)」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第20条の表第11条の4第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第14条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第14条第4項の項を削り、同表第14条第5項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第23条の項を次のように改める。

第23条	第5条第3項から第9項まで、 第10条、第11条及び第11 条の3	第10条、第11条及び第11条の3
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第27条の見出しを「(委任)」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第7項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第7項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

(大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第5条 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第1号)の

一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の見出しを「(委任)」に改める。

(公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法第22条に規定する」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 大田原市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(大田原市職員の旅費支給条例の一部改正)

第8条 大田原市職員の旅費支給条例(平成21年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第9条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(大田原市職員の降給に関する条例の一部改正)

第10条 大田原市職員の降給に関する条例(平成28年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「号給に変更することをいう。以下同じ。)」の次に「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に

属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)」を加える。

第3条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則に次の2項を加える。

(大田原市一般職の職員の給与に関する条例附則第7項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用)

3 大田原市一般職の職員の給与に関する条例附則第7項の規定その他市長が定める規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに大田原市一般職の職員の給与に関する条例附則第7項の規定その他市長が定める規定による降給とする」とする。

4 第5条の規定は、大田原市一般職の職員の給与に関する条例附則第7項の規定その他市長が定める規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、市長が定める規定により、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(大田原市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 大田原市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第4号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第3条 暫定再任用職員の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される大田原市一般職の職員の給与に関する条例第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される大田原市一般職の職員の給与に関する条例第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の大田原市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第11条の4第2項並びに第14条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 大田原市一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項、第5項及び第7項から第9項まで、第10条、第11条並びに第11条の3並びに新給与条例第5条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第7項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条及び第5条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定を適用する。

(公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第2条の規定による改正後の公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。